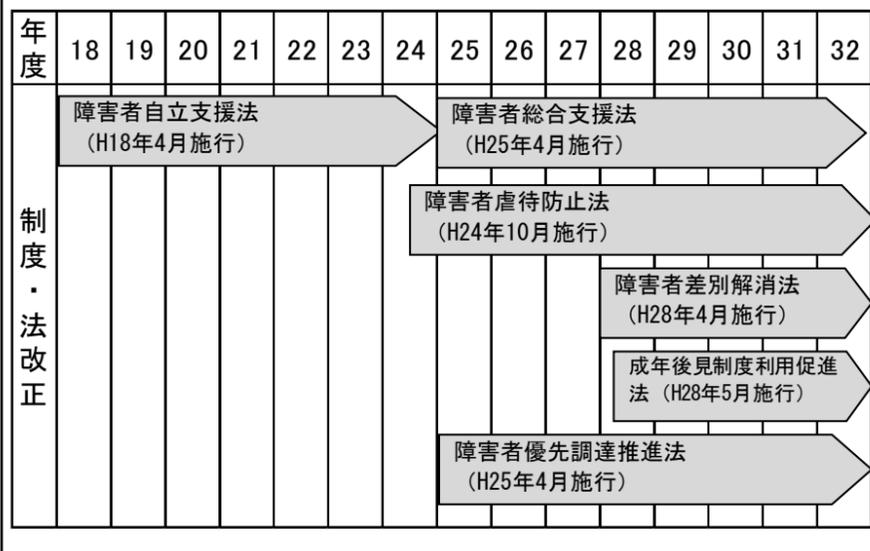


第1章 計画の概要

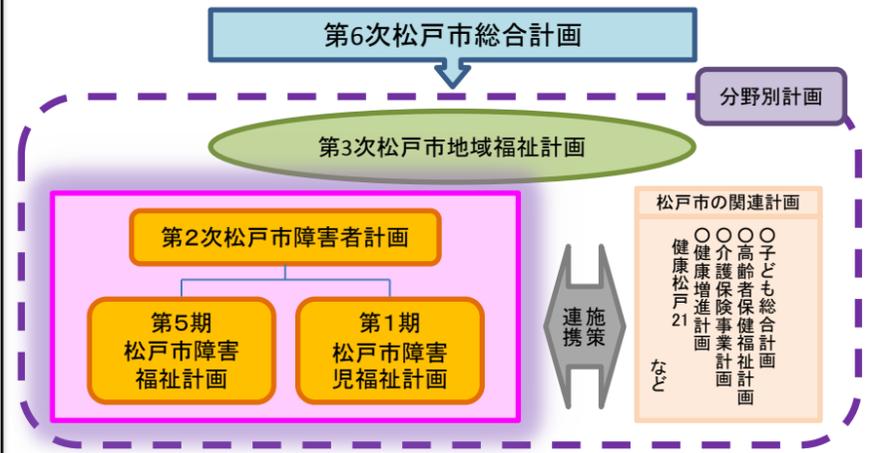
1 計画の趣旨(背景) [p1]

- 『障害者総合支援法』が平成25年4月施行  
▽「松戸市障害福祉計画」(障害者総合支援法第88条)  
国が示す基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保、指定障害福祉サービス等の必要見込み量等を定める
- 改正『児童福祉法』が平成30年4月施行  
▽「松戸市障害児福祉計画」(児童福祉法第33条の20)  
国が示す基本指針に即して、障害児通所支援・障害時相談支援の提供体制の確保、障害児通所支援・障害児相談支援の必要見込み量等を定める
- 第4期松戸市障害福祉計画からの変更点  
(1) 松戸市障害児福祉計画を策定  
(2) 松戸市独自の重点施策を設定

2 障害者施策の経緯 [p2]



3 計画の位置づけ [p3]



4 計画の理念と将来像 [p4]

第2次松戸市障害者計画に掲げる基本理念・将来像と同一とする

■理念  
「ふれあい・認め合い・支えあい」  
—交流を通して、相互に尊重し、共に生きる—

■将来像  
「誰もが自分らしく、お互いの存在を認め合い、安心して暮らせるまち」  
—障害のある人もない人も“住み続けたいまち・まつど”をめざして—

5 計画策定にあたっての取組み [p4~p5]

- ▽地域自立支援協議会  
8月 骨子報告 / 2月 計画案説明
- ▽医療的ケア児に関するアンケート調査  
2~6月 実態調査 / 7~8月 ニーズ調査・事業所調査
- ▽障害者関係団体のヒアリング  
10月 ヒアリング実施
- ▽障害者計画推進協議会  
10月 素案説明・意見聴取 / 11月 計画案報告・確定
- ▽パブリックコメント  
1~2月 パブリックコメント実施

6 地域自立支援協議会及び障害者関係団体からの主な意見 [p5~p7]

- ▽障害福祉サービス
- ▽地域生活支援事業(必須事業・その他事業)
- ▽その他(地域生活拠点、権利擁護、サービス提供体制)

7 計画の期間 [p8]



8 障害者・児の現状 [p9~p12]

- ▽障害者手帳所持者数の推移(全体)
- ▽障害者手帳所持者の年齢構成(全体)
- ▽サービス支給決定者数の推移(全体)

9 障害児(18歳未満)の現状 [p13~p16]

- ▽障害者手帳所持者数の推移(児のみ)
- ▽障害者手帳所持者の年齢構成(児のみ)
- ▽サービス支給決定者数の推移(児のみ)

第2章 サービス・事業の現状・見込量と確保方策

1 実施している障害福祉サービス及び地域生活支援事業 [p17]

- ▽介護給付：訪問系
- ▽介護給付：施設系
- ▽障害児通所支援
- ▽相談支援
- ▽補装具
- ▽介護給付：日中活動系
- ▽訓練等給付：日中活動系
- ▽障害児入所支援(県事業)
- ▽地域生活支援事業
- ▽自立支援医療

2 サービス別利用状況(28年10月期の実績) [p18~p19]

- 各区分で利用の多いサービス
- ▽介護給付：生活介護
- ▽訓練等給付：就労継続支援B型
- ▽障害児通所支援：放課後等デイサービス
- ▽地域生活支援事業：移動支援(社会参加)

3 サービスの利用実績と課題・見込量及びその確保のための方策 [p20~p30]

- ▽訪問系サービス
- ▽障害児通所支援
- ▽日中活動系サービス
- ▽相談支援事業
- ▽居住系サービス

4 地域生活支援事業(必須事業)の利用実績と課題・見込量及びその確保のための方策 [p31~p40]

- ▽理解促進・研修啓発事業
- ▽相談支援事業
- ▽成年後見制度法人後見支援事業
- ▽日常生活用具給付等事業
- ▽移動支援事業
- ▽自発的活動支援事業
- ▽成年後見制度利用促進事業
- ▽意思疎通支援事業
- ▽手話奉仕員養成研修事業
- ▽地域活動支援センター事業

5 地域生活支援事業(その他事業)の利用実績と課題・見込量及びその確保のための方策 [p41~p42]

- ▽福祉ホーム
- ▽更生訓練費給付
- ▽日中一時支援
- ▽自動車運転免許取得助成
- ▽訪問入浴サービス
- ▽知的障害者職親委託
- ▽生活サポート
- ▽自動車改造費助成

# 第5期松戸市障害福祉計画案（概要）・第1期松戸市障害児福祉計画案（概要）

## 第3章 計画の重点施策

### 1 国が定める重点施策と成果目標〔p43～p48〕

個別分野の内容等	成果目標の設定・取組み内容
福祉施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設退所者 平成30～32年度 15人</li> <li>地域生活移行者 平成30～32年度 25人</li> <li>居住の場、日中活動等の場の確保、支援体制の整備</li> </ul>
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置</li> <li>精神障害者の地域生活移行を推進</li> </ul>
地域生活支援拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画期間内に1箇所設置する方向で検討</li> <li>相談、体験の機会、緊急時の受入・対応、地域の体制づくり等</li> </ul>
福祉施設から一般就労への移行促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間移行者数 117人</li> <li>就労移行事業の利用者数 214人</li> <li>就労移行支援事業所ごとの就労移行率 50%</li> <li>就労定着支援による支援開始後1年後の職場定着率 80%</li> </ul>
障害児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童発達支援センター：設置済</li> <li>保育所等訪問支援を利用できる体制：構築済</li> <li>重症心身障害児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業：確保済</li> <li>医療的ケア児支援のための、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場：設置済</li> </ul>

### 2 本市における重点施策〔p49～p72〕

個別分野の内容等	成果目標の設定・取組み内容
障害のある人への理解促進・障害者が安心して生活できる地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>▽障害者差別解消への取組みの推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>対応件数(平成28年度) 17件</li> <li>市民向け講演会</li> <li>事業所向け講演会</li> <li>職員向け研修</li> </ul> </li> <li>▽障害者虐待防止の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>対応件数(平成28年度) 35件</li> <li>市民向け講演会</li> <li>事業所向け講演会</li> </ul> </li> </ul>
医療的ケア児等支援のための体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■医療的ケア児をめぐる状況 市内在住80人</li> <li>■松戸市医療的ケア児支援のための連携推進会議 28年11月設置 3回開催</li> <li>■医療的ケア児を支援するサービスの充実(実施済10事業所 実施予定11事業所)</li> <li>■具体的な対応策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>▽介護職員による医療的ケア実施の推進                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>喀痰吸引等研修受講補助金</li> </ul> </li> <li>▽看護師による医療的ケアの実施の推進                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅医等訪問巡回指導</li> <li>看護師向け医療的ケア児支援能力向上研修</li> </ul> </li> <li>▽相談支援専門員による医療的ケア児支援の推進                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援専門員向け医療的ケア児支援能力向上研修</li> <li>医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する相談支援専門員 平成29年度6人 → 平成32年度10人</li> </ul> </li> <li>▽支援事業所増大に向けた働きかけの実施                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケア児支援に関する情報を幅広く提供</li> </ul> </li> <li>▽普及啓発と連携・交流の推進</li> </ul> </li> </ul>
地域共生社会の実現に向けた取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>■基幹型地域包括支援センターの共生窓口への深化                             <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢のみ→高齢、児童、障害</li> </ul> </li> <li>■多分野における相談機関の連携の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>地域共生相談機関連絡会</li> </ul> </li> <li>■在宅医療・介護連携支援センターにおける多分野対応                             <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢のみ→高齢・障害</li> </ul> </li> <li>■地域ケア会議における共生対応の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民として、障害者も参加</li> </ul> </li> <li>■共生型サービス整備の検討の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者と障害児者が同一の事業所でサービス受給</li> </ul> </li> </ul>

## 第4章 計画の推進に向けて

### 1 地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実〔p73〕

▽地域自立支援協議会は、障害福祉サービスのシステムづくりに中核的役割を果たす

### 2 計画達成の点検及び評価〔p74〕

▽年度ごとに達成状況を点検  
 ▽障害者計画推進協議会に進捗状況等の報告  
 ▽障害者計画推進協議会より計画の意見を聴取